

# 「民間バイヤーによる輸出契約等の一方的な破棄等に 係る特約」Q&A

---

2017年4月制度創設

【対象保険種】

貿易一般保険包括保険（設備財）  
貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）

株式会社 日本貿易保険（NEXI）

2017年2月24日

（2017年4月20日 一部修正）

## 目次

1. 内諾手続 .....	2
2. てん補事由・てん補危険 .....	2
3. てん補対象 .....	4
4. 保険価額・保険金額 .....	5
5. 保険金請求 .....	5
6. 重大な内容変更等 .....	7
7. お問い合わせ先 .....	7
【ご参考】取扱い規程 .....	8

本書は2017年4月よりお引受を開始する「民間バイヤーによる輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約」に関してお寄せいただくお問合せをまとめたものです。貿易保険のお申込み時にご活用ください。

## 1. 内諾手続

Q1. 客先と現在交渉中の輸出契約等につき、本特約の利用を検討しています。本特約を利用するにあたっては事前に内諾手続が必要とのことですが、内諾申請の際の提出書類はどのようなものになりますか。客先との契約書は未締結のもの（ドラフト）でも問題ないですか。

A1. 内諾申請にあたっては、日本貿易保険の内諾担当窓口部署（本店営業第1部投資保険・引受G、大阪支店営業G）にご相談ください。内諾申請時において対象契約が未締結の場合、提出頂くのは契約書のドラフトでも問題ありません。

Q2. 内諾審査の際に、確認されるポイントを教えてください。

A2. 内諾申請の際にご提出頂く輸出等契約書において、本特約ご利用にあたっての要件（客先都合の契約解除の場合には一定の補償金を請求できる旨の契約解除条項、及び紛争解決のための仲裁条項が規定されていること）を満たしている輸出等契約書かどうか、主に輸出等契約書の内容につき確認をいたします。

Q3. 内諾書発行後、保険契約締結までの間に輸出契約等における仲裁条項の内容に変更がありました。何か申請手続き等は必要ですか。

A3. 輸出契約等における仲裁条項の内容の変更は、「重大な内容変更等」に該当します（特約第5条）ので、内諾書発行後、保険申込みまでの間に変更が生じた場合には、所定の様式にて内諾案件の内容変更通知手続きを行って頂くこととなります。内諾申請時には未締結の契約書（ドラフト）で内諾審査を行い、その後客先と正式に契約締結する段階になって仲裁条項の内容に変更が生じる場合も同様です。

Q4. 客先と締結した輸出契約が、引受基準上、「基準外案件」となることから、保険契約締結にあたり内諾申請を行う予定です。その際に、併せて、本特約に係る内諾申請を行いたいと考えていますが、内諾申請を同時に行うことは可能ですか。

A4. 可能です。所定の内諾申請書に本特約の付帯を希望する旨を記載の上、輸出契約書を添えて内諾をご申請下さい。

## 2. てん補事由・てん補危険

Q5. 本特約を付帯し保険契約を締結しましたが、客先よりL/Cが約定どおり開設されず、従って、船積ができない状態が継続しています。客先との輸出契約はL/C開設前に既に発効しており、メーカーに対し発注済であるため、このまま船積ができない状況が継続すると、当社に損失が発生する恐れがあります。このような場合、本特約のてん補対象となりますか。

A5. 客先によりL/Cが約定どおり開設されない状況が1年以上続く場合など、輸出契約等の相手方の責めに帰する相当の事由（本特約第2条第2号イ～ニ）に該当し、これにより、やむを得ず輸出者等が客先との契約を解除する場合は、本特約のてん補事由に該当します。この場合、契約解除により船積ができなくなった貨物について生じた損失を特約でてん補します。

Q6. 契約上、客先が船を手配することになっている場合（FOB 契約）で、約定通り船の手配がされないことにより、船積できない状況が継続した場合、本特約のてん補対象となりますか。

A6. 客先により約定通り船が手配されないことが1年以上続く場合など、本特約のてん補事由のうち、輸出契約等の相手方の責めに帰する相当の事由（本特約第2条第2号イ～ニ）に該当し、これにより、やむを得ず輸出者等が客先との契約を解除する場合は、本特約のてん補事由に該当します。この場合、契約解除により船積ができなくなった貨物について生じた損失を特約でてん補します。

Q7. 輸出契約上、客先側に帰責性のある事由によりやむを得ず輸出者が輸出契約を解除する場合の規定が設けられておりません。この場合、本特約第8条第2項に規定されている「保険金請求までに契約相手方に対して契約解除条項に基づく補償金の請求を行う」という要件を満たさないこととなりますが、このようなケースでは保険金請求はできないのでしょうか。

A7. 本特約第8条第2項は、輸出契約上の契約解除条項に基づく補償金の請求が可能な場合には、当該権利を行使した上で、契約相手方による債務不履行の状況が発生していることが確認されることを保険金請求要件としているものです。しかしながら、輸出契約上、契約相手方の責めに帰する事由により輸出者側がやむを得ず契約を解除する規定が設けられていないケースも考えられます。このようなケースでは、同じ第8条第2項のただし書きの規定により、保険金請求を行っていただくことが可能ですが、別途、本特約第7条に基づき、損失防止軽減義務や回収協力義務の観点から、契約相手方に対する損害賠償請求権の行使等を行って頂くこととなります。

Q8. 客先と締結した輸出契約等に基づき、貨物の製造を進めていましたが、突然、客先から、当社に身に覚えのない過失があったことを主張され、輸出契約等の契約解除条項の“Contractor’s Default”条項に従い、契約の Terminate を通告されました。このようなケースは本特約のてん補対象となりますか。また、てん補対象となる場合は、どの時点で事故となるのでしょうか。

A8. 被保険者の身に覚えがない過失等を契約相手方から主張され、契約解除条項のうち、Contractor’s Default 条項に基づく契約 Terminate を通告されるようなケースでは、被保険者が無責であることが明らかであれば、「輸出契約等の相手方が輸出契約等を一方的に破棄したこと」に該当するものとして、本特約のてん補対象となります。この場合の事故発生日及び事故確定日は、輸出契約等の Terminate の通告が相手方より発信された日となります。

Q9. 客先と締結した EPC 契約に基づき、出荷機器をメーカーに発注、メーカーにて製造を進めてまいりましたが、相手方から、契約上の Suspend 条項に基づき、「しばらく貨物の製造をストップして欲しい。」との要請を受けました。当該要請に基づき、機器発注先のメーカーに対して機器製造をストップするよう連絡をしましたが、その後、客先に対して機器製造の再開タイミング等について打診を行うも、客先からは何ら音沙汰がなく、契約を継続するのか契約解除を行うのかについて明確な意思表示がない状況が続いています。このような状況下、本特約の事

故として保険金請求を行うことは可能ですか。

- A9. ご照会のような場合には、そのような状況が実質的に「客先により輸出契約等が一方的に破棄された」状況であると認められれば、てん補の対象となります。案件ごとの事情に照らし個別に判断しますので、日本貿易保険にご相談ください。

### 3. てん補対象

Q10. 本特約においててん補対象となる損失とはどのようなものですか。

- A10. 本特約に規定するてん補事由の発生（契約相手方による輸出契約等の一方的な破棄等）により、貨物を船積できなくなったことにより被保険者が受ける損失がてん補対象となります。具体的には、船積不能貨物を転売した際の転売損や船積不能貨物について生じた製造仕掛費用等がてん補対象となります。

Q11. EPC 契約の受注にあたり、本特約の利用を検討しています。契約金額に占める貨物と役務の割合では、貨物部分がごく僅かで、役務部分が大半を占めています。本特約を付帯することにより、契約相手方から契約を一方的に破棄されたことによる役務部分の支出済み費用もてん補対象にすることを希望していますが、可能ですか。

- A11. 本特約は、契約相手方が契約を一方的に破棄したこと等により、貨物の船積ができなくなったことにより生じる損失をてん補する特約です。従って、本特約のてん補対象となるのは契約のうちの貨物に係る部分のみであり、役務部分については本特約のてん補対象外です。

Q12. 客先と締結した EPC 契約を対象として、本特約を付帯して保険契約を締結した後、保険事故が発生したため、船積不能となった貨物の実損相当額について保険金請求を行い保険金を受領しました。その後、契約相手方から補償金を受領したため、これを回収金として NEXI に納付する必要があるとの認識ですが、受領した補償金が、当社が実施した役務部分に関する相当分と貨物部分に関する相当分に内訳として分かれています。この場合、NEXI に対しては、役務部分に関する相当分も含めて回収金として納付する必要はありますか。

- A12. 本特約のてん補対象は EPC 契約のうち貨物部分のみであり、保険金も貨物部分にかかる実損相当分についてのみ支払われます。従って、相手方から受領した補償金が EPC 契約のうちの役務部分と貨物部分に分かれているのであれば、NEXI に回収金として納付する必要があるのは、貨物部分に係る補償金受領分についてのみとなります。

Q13. 客先と締結した輸出契約等において、「客先による契約 Terminate の場合には、当社が契約金額の 5% を上限として客先に対して補償金を請求できる。」旨の条項が規定されています。実際に、客先による契約 Terminate が行われ、当該補償金を請求したにも関わらず、客先による補償金の不払が生じた場合、輸出契約上の請求可能補償金の上限額（5%）に関わらず、当社にて実際に発生した損失額をベースに保険金が支払われますか。

- A13. 契約上、Terminate の場合に請求できる補償金の上限が定められている場合で、実

際の損失額が当該上限額を上回る場合には、当該超過相当額を実際の損失額から控除した金額をベースに保険金が支払われることとなります。

#### 4. 保険価額・保険金額

Q14. 本特約の保険価額は、何をベースに設定すればよいですか。

A14. 本特約の保険価額は、本体契約における船積前の保険価額（貨物の FOB 金額）と同様となります。

Q15. 取引先との間で機器の輸出契約を締結しました。同輸出契約では対象貨物が主要機器とスペアパーツに分かれています。1つの保険契約の中で、対象貨物毎に本特約を付すか否かを選択する（例えば、主要機器のみに対して特約を付す）ことは可能ですか。

A15. 本特約の付帯は保険契約単位にて選択して頂くこととなりますので、1つの保険契約の中で対象貨物（主要機器とスペアパーツ）毎に特約の付帯を選択することはできません。

Q16. 本特約の付保率は、何パーセントとなりますか。

A16. 本特約における付保率は、本体契約における付保率（80%で固定）とは別に、80%までの範囲内で任意に設定することが可能です。船積前の保険価額（FOB 価額）に、当該付保率を乗じた金額が本特約における保険金額となります。

Q17. 本特約の付保率設定にあたり、どの程度細かい指定が可能でしょうか。1%刻み、0.5%刻みといったルールはありますか。

A17. 小数点第1位までで任意の率をご指定ください。

Q18. 本特約のてん補率は、何パーセントとなりますか。

A18. 付保率にかかわらず、一律 80%となります。

#### 5. 保険金請求

Q19. 契約相手方から輸出契約等の契約解除条項に基づいて契約解除通知が行われました。契約解除条項の取り決めでは、解除日までにかかった実費について契約相手方と合意した額を補償金として請求できるとされており、これに基づき、契約相手方に対して実費額の見積を連絡し合意を求めましたが、契約相手方からは何の音沙汰もなく、補償金の額に関する交渉がストップしている状況です。特約第8条によれば、保険金を請求するにあたっては、契約相手方に補償金を請求し、契約相手方による補償金の債務不履行が発生したことが確認された後でない、保険金を請求できないこととなっておりますが、このままではずっと保険金を請求することができないのでしょうか。

A19. 契約解除条項に従って契約相手方に対し補償金を請求可能な場合には、補償金の請求を行った上で、契約相手方による補償金の債務不履行発生の確認後に保険金

請求を行うこととされています(特約第8条)。一方で、ご質問のケースのように、補償金の額について契約相手方と交渉を行うものの合意に至らない場合には、契約解除について被保険者に過失等がなく無責であり、かつ補償金の額について合意に至らない状況が契約相手方によるものであると合理的に認められる場合には、特約第8条のただし書きに該当するものとして、保険金の請求が可能です。契約相手方からの解除通知及び補償金の額に関する契約相手方との交渉経緯・状況が分かる資料(相手方に対して提出した補償金の見積額、契約相手方からのレスポンス等)をご提出の上、ご相談ください。

Q20. 契約相手方から輸出契約等の契約解除条項に基づいて契約解除通知が行われました。契約解除条項の取り決めでは、解除日までにかかった実費について契約相手方と合意した額を補償金として請求できるとされており、これに基づき、契約相手方に対して実費額の見積を連絡し合意を求めましたが、契約相手方により、見積の額に対して異議を唱えられたため、当社から再度の見積額提示を行ったところ、これに対しても契約相手方から異議が唱えられました。その後も、当方からの見積額の再提示を繰り返し行っていますが、契約相手方は同じような異議を繰り返すのみです。当社の提示額は客観的なエビデンスに基づく適切なものであり、一方で、見積額に対する契約相手方からの異議は、毎回その内容が変わるなど、客観的根拠に乏しく、とても合理的な異議内容とは言えません。このような膠着状態が続いており、当社による補償金の請求及び契約相手方の債務不履行発生には至っていませんが、保険金請求を行うことは可能ですか。

A20. 契約上、客先に対する補償金等の請求にあたり、補償金等の金額について客先の合意が必要な場合であって、ご質問のケースのように、輸出者側が客観的な根拠に基づき合理的な補償金等の金額を提示しているにも関わらず、客先が正当な根拠もなく当該金額について合意しない場合で、客先に非があることが明確なケースにおいては、個別に日本貿易保険が認めることにより、保険金を請求することが可能です(本特約第8条の但し書き)。補償金等の金額に関する客先との交渉経緯・状況が分かる資料をご提出の上、ご相談下さい。

Q21. 上記のケース(Q19及びQ20)で、保険金を受け取ることができた場合も、そのまま補償金等に関する客先との合意交渉を継続すべきでしょうか。

A21. 保険金を請求・受領された後も、日本貿易保険からの「指示書等」により引き続き回収に関する必要な行為(補償金等に関する客先との合意交渉)を行って頂く必要があります。ケースによっては、契約上の仲裁条項に基づき、仲裁裁定による解決を行って頂きます。

Q22. 上記のケース(Q19及びQ20)で、保険金請求・受領後に、NEXIからの「指示書等」に基づき、客先と交渉を継続し、最終的には仲裁裁定による解決を行いました。仲裁裁定の結果、契約 Terminate の時点で発生していた製造仕掛費用のうち一部を客先が負担することとなり、補償金として当社に支払われることとなりました。しかしながら、仲裁裁定上客先が支払うこととされた当該補償金の額は、保険求償時に認定された損失額(当社が被った実損額)よりも低い金額となっています。この場合、差額について、既に受領した保険金をNEXIに対

して返還する必要はあるでしょうか。

A22. 被保険者において、適切に回収協力義務を履行していただいた場合は、最終的に客先から支払を受けることとなった補償金等の金額が、仮に、保険金支払の対象となった実損額を下回ったとしても、保険金を返還していただく必要はありません。（ただし、客先からの補償金は回収金として納付いただく必要があります。）

## 6. 重大な内容変更等

Q23. 本特約を付帯して保険契約を締結した後、輸出契約において、「客先都合による契約解除の場合には当社において発生した仕掛コスト等一定の補償金を客先に対して請求できる」旨を規定した条項の内容に変更がありました。保険契約上の手続きは何か必要となりますか。

A23. 保険契約締結後に、契約相手方に対する補償金等の請求を規定した条項の内容が変更された場合には、「重大な内容変更等」に該当するものとして、承認申請手続きが必要となります。所定の申請様式に輸出等契約書などのエビデンスを添えて、日本貿易保険に対して承認申請の手続きを行って下さい。

Q24. 本特約を付帯して保険契約を締結した後、船積日が3ヶ月以上延期となることになりました。本体契約については包括特約書の規定に従い、重大な内容変更等（船積期日の3ヶ月以上の延期）の手続きを行う必要があるとの認識ですが、本特約について別途何らかの手続きが必要となりますか。

A24. 本特約で定めている重大な内容変更等（本特約第5条に規定する契約解除条項の変更や仲裁条項の変更）以外の重大な内容変更等（船積期日の3ヶ月以上の延期、契約金額の10%以上の増額など）については、本体契約に関する通常の内容変更等手続きを行っていただければ足ります。なお、本体契約において、保険期間延長や契約金額増額に関する内容変更等通知が行われていない場合は、本特約における補償範囲も制約を受けることとなります。

## 7. お問い合わせ先

ご利用の保険種	本店	大阪支店
包括保険（設備財）	営業第一部 投資保険・引受グループ TEL: 03-3512-7668	営業グループ TEL: 06-6233-4019 フリーダイヤル: 0120-649-818
包括保険（技術提供契約等）	営業第一部 投資保険・引受グループ TEL: 03-3512-7668	

## 【ご参考】取扱い 規程

### 輸出契約等の一方的な破棄等に係る貿易一般保険の取扱いについて

17 - 制度 - 00058

輸出契約等の相手方（外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者以外の者である場合に限る。以下同じ。）による輸出契約等の一方的な破棄等に係る貿易一般保険については、下記のとおり取り扱う。

#### 記

（輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約）

第1条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、輸出者、仲介貿易者又は技術提供者（以下「輸出者等」という。）が、輸出契約等の相手方による輸出契約等の一方的な破棄等によって、輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸することができなくなったことにより受ける損失についてのてん補を希望する場合であって、当該輸出者等からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。）を発行した場合は、当該内諾書に基づき、保険証券に（別添）の輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約（以下「本特約」という。）を付して保険契約を締結するものとする。ただし、案件により（別添）の規定とは異なる特約を付すことがある。

（本特約の対象）

第2条 前条に規定する本特約を付した保険契約の締結は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書に基づく保険契約が締結される場合であり、かつ、次の各号のすべてに該当する場合に限り認められるものとする。

- 一 輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金等の支払人が異なる場合には、双方の者。）が、海外商社名簿について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00074）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿上E E格又はE A格に格付けされていること
- 二 輸出契約等において、次に掲げる事項が規定されていること
  - イ 輸出契約等の相手方による契約解除（輸出者等の責めに帰することができない場合に限る。）の場合は、輸出者等が当該輸出契約等の相手方に対して一定の補償金等の金銭賠償を請求できること
  - ロ 輸出契約等に関連して発生する問題について紛争が生じた場合は、第三者による仲裁裁定により最終的に解決を図ることができること

（付保率）

第3条 本特約に係る付保率（保険金額の保険価額に対する割合をいう。）は、80%を上限とした範囲内で、保険契約者が設定した率とする。

（事故発生日及び事故確定日）

第4条 本特約に係る事故発生日及び事故確定日は、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045）第49条第1項第2号口の規定を準用する。

（手続事項）

第5条 この規程に定めるもののほか、本特約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。なお、貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001）第26条第4項に基づき日本貿易保険が必要と認める書類の提出を求めたときは、保険金の支払を請求した者は、遅滞なく、これに応じるものとする。



附 則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

(別添)

## 輸出契約等の一方的な破棄等に係る特約

(てん補責任)

第1条 株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、被保険者が、次条各号のいずれかに該当する事由によって、輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売若しくは賃貸することができなくなったことにより受ける損失をてん補する責めに任ずる。

(てん補事由)

第2条 本特約におけるてん補事由は、次のとおりとする。

- 一 輸出契約等の相手方(外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者以外の者である場合に限る。以下同じ。)が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)
- 二 次に掲げるいずれかの事由により被保険者が当該輸出契約等を解除したこと(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)
  - イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴う被保険者の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸により被保険者が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと
  - ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと
  - ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと
  - ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと

(保険価額等)

第3条 本特約のてん補危険に係る保険価額は、この証券記載の貿易一般保険約款(平成29年4月1日17-制度-00001。以下「約款」という。)第3条第1号のてん補危険に係る保険価額と同額とし、保険金額は、この証券記載の付保率及び保険金額にかかわらず、当該保険価額に\_\_%を乗じて得た額とする。

(損失額及びてん補責任額)

第4条 本特約のてん補危険に係る損失の額及びてん補責任額の算出にあたっては、約款第5条第1項、第6条及び第7条の規定を準用することとし、約款第7条第2項に係る準用にあたっては同条同項第1号口を準用することとする。

- 2 輸出契約等における契約解除条項等において、被保険者が当該輸出契約等の相手方に対して請求できる補償金等の金額が定額又は定率で規定されている場合であって、当該補償金等に係る規定の適用を受けるてん補事由の発生にあたり、前項の規定に基づき算出した損失額が当該補償金等の金額を超えるときは、当該損失額と補償金等の金額との差額は約款第7条第1項第1号に定める金額に該当するものとして取扱う。

(重大な内容変更等)

第5条 次の各号に掲げる変更は、約款第22条第1項に定める重大な内容変更等に該当するものとし、各包括特約書の規定にかかわらず、当該変更について、被保険者は約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して承認申請を行い、日本貿易保険の承認を得なければならないものとする。

- 一 輸出契約等における、輸出契約等の相手方による契約解除(被保険者の責めに帰することができない場合に限る。)の場合には被保険者が当該相手方に対して一定の補償金等の金銭賠償を請求できることが規定されている条項の変更
- 二 輸出契約等における、輸出契約等に関連して発生する問題について紛争が生じた場合には第三者による仲裁裁定により最終的に解決を図ることができることが規定されている条項の変更

2 前項に規定するもののほか、本特約に係る重大な内容変更等の取扱については、約款第22条、各包括特約書及び貿易一般保険運用規程(平成29年4月1日17-制度-00045)の規定を準用する。

(損失発生の通知義務)

第6条 被保険者は、第2条各号の事由による損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、原則として、1月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。

(損失の防止軽減等の義務)

第7条 第2条各号の事由の発生後、輸出契約等の相手方に対して輸出契約等における契約解除条項等に基づく補償金等の請求を行うことは、約款第18条第1項に規定する損失の防止軽減等の義務に含まれるものとする。

(保険金の請求)

第8条 本特約に係る保険金の支払の請求にあたっては、約款第26条各項の規定を準用することとし、同条第2項に係る準用にあたっては同条同項第1号を準用することとする。

2 輸出契約等における契約解除条項等に基づき、被保険者が輸出契約等の相手方に対して補償金等の請求を行うことが可能な場合は、被保険者は遅滞なく当該請求に係る手続を行うこととし、保険金請求人は、当該補償金等の支払に係る輸出契約等の相手方による債務不履行の発生が確認された後に本特約に係る保険金の支払の請求を行うものとする。ただし、日本貿易保険が認める場合はこの限りではない。

(準用)

第9条 前条までに定めるもののほか、本特約については、約款第2条第9号、第11条、第27条第1項、第31条、第32条及び第40条において、約款第3条第1号のてん補危険に係る規定を準用する。